

注 意 事 項 書

▶パスカードについて

- ・申請者本人以外に貸したり譲渡したりしないでください。
- ・紛失された場合には、管理室にて再発行の手続きを行ってください。
- ・使用しなくなったパスカードは、必ず返却してください。

▶使用登録券（ステッカー）について

- ・自転車の泥除け後部など確認しやすい場所に貼ってください。（貼っていない場合、撤去の対象となります。）
- ・自転車の買い替えや紛失等の場合は、管理室へパスカードを持参の上、使用登録券の再発行を行ってください。
- ・使用期間の更新を希望される場合は、お支払いされた期間の最終月の初日から月末までの期間に、翌月以降の使用料をお支払いください。ご入金がない場合、翌月以降は利用できません。（更新手続きが遅れた場合、券売機は使用できなくなります。その際は、管理室へパスカードを持参の上、所定の手続きを行ってください。）

▶駐車場内での注意

- ・場内では係員の指示に従い、安全のため自転車・原付は押して移動してください。
- ・通路に車輪がはみ出していたり、決められた駐輪スペース以外の場所に停めていたりする場合は他の場所に移動することがあります。
- ・場内における盗難等に関しては、市は一切の責任を負いかねますので必ず施錠してください。
- ・場内における破損、自転車等の相互の接触、火災、事変等による損害については、市は賠償の責めは負いません。

▶その他

- ・使用していない月の使用料は、前月までにご申請いただければ、使用料を還付いたしますので管理室までお問い合わせください。（例：10月から使用しない場合は、9月末までに連絡をお願いします。）
- ・使用区分（一般・通学）や住所等の変更があった場合には、速やかに管理室へパスカードを持参の上、所定の手続きを行ってください。
- ・1ヶ月以上使用を休止する場合は、必ず管理室へご連絡ください。
- ・当駐車場は、津市条例に基づいて管理致しますので、未契約車両、契約未更新車両など駐車場利用契約をしていない自転車や原付は撤去致します。撤去した自転車や原付については、撤去・保管料として自転車1000円、原付2000円を徴収させていただきます。